

職業がんをなくそう通信

職業がんをなくす患者と家族の会 年会費 個人 1 口 1000 円 団体 1 口 1000 円
近畿労働金庫 天下茶屋支店 (店番号 607) 口座番号 (普通 8773460)
ゆうちょ銀行 ○九九店 (店番号 099) 口座番号 (00950-2-0196618)

〒556-0011 大阪市浪速区
難波中 3-17-9 化学一般会館内
発行責任者: 堀谷昌彦
Tel(06)6647-3481
Fax(06)6647-0440
<https://ocupcanc.grupo.jp/>

新年のご挨拶

みなさま、昨年一年間お疲れ様でした。

職業性膀胱がん患者の F さんの「療養補償給付不支給処分取消請求事件」は昨年 2 月東京高裁がたった一回の審理で結審し、発がん物質への曝露に関する厳密な証拠に偏重し芳香族アミンを骨格に持つアゾ染料の発がん性を軽視した不当判決を 4 月に下しました。過去の海外における織物工場における発がん性が疑われる化学物質への F さんの曝露実態を吟味しなかったことは極めて不当であり、私たち現場で働く労働者にとって怒りがこみ上げる判決でした。

5 月に上告後、支援する会は国民救援会にもご協力を戴き最高裁前宣伝行動および団体署名や要請書をもって要請行動を行ってきましたが、最高裁は「上告棄却」「不受理」という判決を 11 月に下しました。

一審東京地裁も二審東京高裁も、仕事が原因で膀胱がんになったことの過度な証明を原告 F さんに求めており、労災保険制度本来の目的である「被災者の救済」という観点が全くありません。

私自身もそうですが発がん性や有害性を知らされず一所懸命身体を汚してまで仕事をし、後々ががんを発症することになったら当人は大変なことになります。治療・療養だけでなく労災申請への妨害や認定までの様々な壁に阻まれます。

あらためて、このような事案が起こらないようにするためには、職業がんをなくすこと（有害性がわからない物質でも職業曝露をなくすこと）と労災保険制度の在り方（被災者に過度の証明を求める）を改めなければならないと、強く思いました。

昨年 10 月 23 日「職業がんを防ぐための教育現場でのとりくみについて」という要請書をもって福井県知事に「なくす会」として要請を行いました。DVD「いのちと健康を守るために一職業がん救済と撲滅を求めて」を各県立高校分を購入戴き 3 年生対象に上映会を行ってくださいという内容です。

面会席上では、有害性を知らされず真面目に働いただけなのに何十年も経ってからがんを発症したり今後も検査や再発の恐れに向き合わなければならない実情を訴え、こうした理不尽な職業がんをなくすには教育が重要であり啓蒙 DVD の上映会を是非実施して欲しいと訴えました。県教育庁高校教育課参事からは、「知らせていく重要性は理解しております。特定企業の名称があがっているので DVD 購入はできないが、貴会が DVD 上映会をする場合はチラシなどの案内を各高校に周知徹底することは可能です」との発言がありました。

私たちの悔しい気持ち、子供達にこんな思いをさせてはならない・再発はさせてはならないという気持ちは十分伝わったものと確信しました。今年は是非とも福井県にて DVD 上映会を行いたいと考えております。

本年も色々とお世話になりますが、宜しくお願い致しまして、新年のご挨拶とさせて戴きます。

職業がんをなくす患者と家族の会

代表 田中康博



2023 年の取り組み

2022 年 11 月 27 日 F さん東京高裁控訴
 01 年 11 日 F さん東京高裁前宣伝行動
 01 月 13 日 F さん弁護団会議
 01 月 16 日 新しい薬学をめざして」誌寄稿
 01 月 18 日 F さん支援する会
 02 月 21 日 F さん支援する会
 02 月 23 日 F さん弁護団会議
02 月 28 日 東京高裁第 1 回審査&報告集会
 02 月 28 日 職業がんに関する相談受理
 03 月 01 日 F さん東京高裁前宣伝行動
 03 月 08 日 F さん支援する会
 03 月 08 日 職業がんに関する相談打ち合わせ
 03 月 15 日 F さん要請書東京高裁提出
 03 月 20 日 F さん支援する会
 04 年 05 日 F さん東京高裁前宣伝行動
 04 月 25 日 F さん支援する会 224 団体署名
04 月 27 日 F さん東京高裁判決日
 05 月 08 日 F さん弁護団会議
05 月 17 日 F さん最高裁上告
 05 月 16 日 F さん支援する会
 05 月 24 日 F さん弁護団会議
 05 月 31 日 F さん支援する会
 06 月 07 日 F さん弁護団会議
 06 月 24 日 F さん弁護団会議
 06 月 28 日 F さん支援する会
 07 月 05 日 F さん上告理由書・受理申立理由書提出
 07 月 08 日 F さん支援する会総会
 08 月 09 日 F さん支援する会
 09 月 07 日 F さん支援する会
 09 月 22 日 最高裁前宣伝行動および要請行動
 10 月 05 日 最高裁要請行動
 10 月 10 日 F さん支援する会
 10 月 20 日 最高裁前宣伝行動および要請行動
 10 月 23 日 福井県知事要請行動
 11 月 07 日 F さん支援する会
11 月 15 日 F さん上告不受理決定
 12 月 07 日 F さん弁護団会議

2023 年は

- ・ F さんの膀胱がん労災認定を支援する活動
 - ・ 職場がんに関するご相談
 - ・ 職業がん啓発 DVD 上映についての福井県知事への要請行動
- を実施しました。

昨年の活動は左記のとおりです。なくそう通信の発行が滞っており、誠にすみません。

F さんの職業性膀胱がん事案に関しては、2022 年 10 月東京地裁、2023 年 4 月東京高裁において不当判決を受け、2023 年 5 月最高裁判所に上告し、この間、東京高裁・最高裁への要請書の提出、個人団体署名に取り組みました。

異国の地でアゾ染料の発がん性も知らされずに必死に働いた F さんが CI 酸性（発がん性物質として指定されているベンジジン骨格を持つ）というアゾ染料が使用されていたことを目視で確認していたことは証拠不十分とし、使用の記録等非常に厳密な証拠を求めました。また当該工場の発がん率が有意であることの証拠を求めたことについては、それを調べようとしたら、当該繊維工場の従業員リストを入手し退職した元労働者も含めた追跡調査を行い発がん率の比較をするというとてもない作業が必要であることを踏まえると正に無理な要求をしており、過大な証明責任を負わせていると言わざるを得ません。

一方で発がん性が疑われるアゾ染料は相当の種類と量を扱っていたことは確実であり、発がん性物質への接触の有無を総合的に検討するためには当時の労働環境や労働実態を精査することが必要なのは当然であるのにこの重要な検討をしていません。

また、アゾ染料の骨格である芳香族アミンのがん原性を一般的に認知されていないとし IARC が近年示した見解（芳香族アミン類には発がん性があると考えべきであり発がん部位も尿路系だけではないということ）も採用していません（専門家の証人申請も却下）。

職業がんの労災認定については、発がん性が証明された化学物質への曝露とその物質と当該者の発がんとの関連についての厳密な証拠主義が存在しています。福井県の膀胱がん多発事案で有名になったオルトトルイジンですら曝露があった当時国際的には発がん性があるとされていても日本では発がん物質として指定されておらず職業病リストに載ったり特化則に指定されるのは犠牲者が出てからなのです。

こうした問題が現在国が進める職場における化学物質管理のあり方の見直しに繋がっていますが、化学物質による疾病の労災認定の基準はまだまだ高い壁があり、被災者救済とはほど遠いものとなっています。

本年も地道な支援活動および広報啓蒙活動を継続していきたいと考えております。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 堀谷昌彦